

その他の要項書類 目次

令和5年 4月 11日 現在

2P	令和5年度	事業計画書	
3P	令和5年度	事業計画書（収支計画）	
4P	令和5年度	[見本]事業計画書（収支計画）	
5P	令和5年度	東海市民体育館の利用上の注意	
6P	令和5年度	東海市民体育館設備等損傷（滅失）届出書	
7P		利用の感染防止策留意事項[個人利用（一般開放）]	1P目
8P		利用の感染防止策留意事項[個人利用（一般開放）]	2P目
9P		補足【個人利用の指導日における感染防止のための留意事項】	
10P		専用利用時の感染防止策留意事項（主催者向け）	1P目
11P		補足【観覧席の利用における感染防止のための留意事項】	
12P		トレーニング室利用の感染防止策留意事項	1P目
13P		トレーニング室利用の感染防止策留意事項	2P目

事業計画書

提出日: 令和 年 月 日

- 1 本事業計画書は、東海市民体育館のご利用許可審査に必要な書類とする。
(別途、必ず要項書、収支計画(詳細)、など、内容が分かる書類を添付する事。)
- 2 利用に伴い、「東海市民体育館の利用上の注意」及び各留意事項などの記載内容を遵守する事。
- 3 記載した事業計画書などの内容に虚偽が発覚した場合は、利用の取消若しくは追加料金を請求する。

①	大会(企画)名	種目				
②	目的(趣旨)					
③	主催(団体名・会社名など)	連絡先(電話番号)				
	(〒 -)	() -				
	住所:					
	共催・協賛(団体名・会社名)	後援など(団体名・会社名)				
④	当日の利用責任者(ふりがな)	利用責任者連絡先(携帯電話番号)	役員人数			
		() -	人			
⑤	日程(期間)	入場時間	退出時間(予定)			
	20 年 月 日() ~ 20 年 月 日() まで	(:)	(:)			
⑥	参加人数(チーム数)	観客予定人数	参加費(個人・チーム)	保険加入	駐車場利用(予定)台数	
	人(チーム)	人	円	有・無	台	
⑦	利用場所					
	メインアリーナ・サブアリーナ・剣道場・柔道場・弓道場・会議室・役員室					
⑧	収支計画(※ 詳細を別紙に記入すること。)			設定	入場料	特別仕様
	収入額	支出額	残金(利益)	①アマ ②その他	有・無	① 減免 ② SC東海
	円	円	円			

※ 記載された個人情報、内容の確認及び施設利用に伴う手続きを行う為に利用致します。

打合せ日時:	20 年 月 日() 【AM・PM】 : ~	担当
--------	-------------------------	----

■ 打合せ時の確認事項(施設側記載)

体育館利用経歴	有・無	館内の張り紙など	有・無	搬入物(車乗り入れ等)	有・無
駐車場申請(元浜臨時)	未・済	駐輪場(体育館)	有・無	受付ブース設置	有・無
緊急時対応	有・無	警報発令(解除)	有・無	ロッカールーム使用	有・無
看板等使用(北・東)	有・無	応援幕掲示	有・無	ラインテープ使用	有・無
養生シート	有・無	応接室の使用	有・無	CD(テープ)音響使用	有・無
空調使用(有料・減免)	有・無	雨漏れ箇所状況	未・済	借用備品リスト提出	有・無
避難経路注意	未・済	忘れ物の保管	主・体	観覧席での注意	ブ・ラ・荷
安全管理の注意	未・済	新生活様式の対応	未・済	敷地内全面禁煙	未・済
貴重品管理の注意	未・済	備品破損・紛失届	未・済	お弁当・販売品	有・無
時間外準備	有・無	減免申請書	有・無	要項書	有・無

(備考)

令和5年4月1日～

事業計画書(収支計画)

大会名(催し物名)等:

開催日: 年 月 日

団体名(利用責任者)等:

1. 収入金額	円
2. 支出金額	円
3. 差引残額	円

(※ アマチュア・その他・営利 とします。)

1. 収入

(単位:円)

項目	予算額	内訳
協賛(共催)金収入		
観覧入場料収入		
参加料(会費・月謝)収入		
補助金・委託金		
その他収入		
合計		

2. 支出

(単位:円)

項目	予算額	内訳
施設利用料		
空調利用料		
ラインテープ代		
消耗品		
保険料		
その他		
役員報酬		
合計		

【備考】

事業計画書(収支計画)

大会名(催し物名)等: 第1回 バドミントン大会(ダブルス)

開催日: 令和 5年 9月 18日

団体名(利用責任者)等: チーム〇〇〇〇(〇〇 〇子)



1. 収入金額	300,000 円
2. 支出金額	300,000 円
3. 差引残額	0 円 ⇒ 差引残額をどの様に処理するのか?確認します。

(※ アマチュア ・ その他 ・ 営利 とします。)

1. 収入

(単位:円)

項目	予算額	内訳
協賛(共催)金収入	0	
観覧入場料収入	0	観覧席入場:無料
参加料(会費・月謝)収入	300,000	参加料金:1,500円×200人
補助金・委託金	0	
その他収入	0	
合計	300,000	

2. 支出

(単位:円)

項目	予算額	内訳
施設利用料	20,540	メインアリーナ(午前・午後)、役員室(午前、午後)
空調利用料	115,980	メインアリーナ:19,330円×6時間
ラインテープ代	27,600	40mm×24本
消耗品	74,500	シャトル(AS-500)25ダース
保険料	10,240	スポーツ保険
その他	43,140	賞状・景品など
役員報酬	8,000	お弁当(1人:1,000円)×8人
合計	300,000	

1人分
103
580
138
373
51
1,244

この合計を必要経費と判断する。必要経費3倍以上の参加費は、入場料徴収とする。

低額と判断した場合は、営利と判断しない。(基準は収入額の2割まで。)

【備考】
 ・ラインテープは、体育館で購入希望(40mm×24本)
 ・シャトルは、外部にて購入いたします。(25ダース)

東海市民体育館の利用上の注意

市民体育館を利用する者は、「東海市民体育館の設置及び管理に関する条例」「東海市民体育館管理規則」を理解し、管理者が定める「東海市民体育館の利用上の注意」などの各規定・留意事項及び取り決め等を遵守する事。

1 条例 第5条（利用の許可） ①市民体育館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。※申請完了期間は**厳守**。尚、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

②指定管理者は、管理上必要があると認めるときは前項の許可に条件を付けることができる。

- ・ 大会、催し物の申請完了はご利用日の180日前から29日前までとします。（期間厳守）
- ・ 一般専用利用の申請完了はご利用日の28日前から10日前までとします。（期間厳守）
（ご利用にあたり、事前打合せ、事業計画等の提出など、ご準備を願う場合があります。）

尚、許可を受けた事項を変更する場合、変更内容（理由）を期間内に必ず書面にて提出し館長の許可を得ること。

2 条例 第8条（利用者の義務） 利用者は市民体育館の利用に際して、「東海市民体育館の設置及び管理に関する条例」及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

- ・ 申請者は利用前に、必ず「東海市民体育館利用承諾書」を受付に提示してください。
- ・ 申請者が、利用責任者となります。施設側の指示を利用者（参加者・観覧者）に周知徹底すること。
- ・ 利用時間は、準備・片付けを含む時間です。※ **利用時間を厳守すること。**
- ・ 申請者は、違法駐車について、他の利用者並びに近隣住民の方にご迷惑ならぬ様に指示・対応すること。
※ 原則として、申請者及び利用団体が、利用に必要な駐車場（駐輪場）を別途確保すること。
目安として、バス及び利用台数が100台以上駐車する場合は、臨時駐車場の確保してください。
（元浜公園臨時駐車場の申請は、大池公園管理事務所：052-603-4155が管轄となります。）
- ・ 所定の場所以外での飲食は禁止とします。（アリーナ・武道場内の飲食は禁止です。）
（尚、市民体育館、勤労センター敷地内の駐車場及び南側歩道は、全面禁煙となります。
また、正面玄関前のバス停付近に付きましても、煙や吸い殻の問題が発生しておりご配慮願います。）
- ・ 「立入禁止」の表示箇所等、危険な場所への進入は、厳禁とします。
- ・ 施設の利用に伴う一切のゴミ等は、利用者（申請者）が責任を持ってお持ち帰りください。
（利用後の備品の片付け及び清掃、忘れ物の回収などは、主催側が責任を持って行うこと。）
- ・ 上履きと下履きの区別を徹底すること。（メイン観覧席のトイレは必ず下履きで使用すること。）
- ・ 利用時の靴や傘などの間違いや紛失につきましては、自己責任となります。予めご了承ください。

3 条例 第12条（利用料金の還付） 既納の利用料金は、還付しない。（但し、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付する事ができる。）

- ・ 緊急事態宣言など、条例規定にかかわらず、東海市の本部会議にて決定した事項は還付対象とする。

4 条例 第13条（損害賠償） 利用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。（ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとするときは、その限りではない。）

- ・ 申請者は、万が一の事故・怪我、施設設備の破損などに備えてスポーツ保険等の加入を行ってください。
- ・ 加害者（利用責任者）は、「東海市民体育館設備等損傷（滅失）届出書」に、必要事項を記入し、市民体育館受付に提出するものとする。（東海市教育委員会スポーツ課に提出、精査し指示します。）
※ **体育館内で使用できるラインテープは、指定のラインテープのみとなります。**

（現在の指定は、ADACHO 「ADRラインテープ」ADR-3 となります。）

- ◆ 施設利用について、利用者は必ず職員の指示に従ってください。
- ◆ 提出書類などで、虚偽申請などが発覚した場合は、許可の取消し若しくは、利用料金が加算される場合があります。予めご了承ください。

※ 上記の項目について、遵守できない申請者及び団体等は、管理上支障があると判断し今後の利用を許可出来ない場合がございます。予めご了承ください。

東海市民体育館設備等損傷(滅失)届出書

年 月 日

東海市教育委員会 様

【届出者】

住所:

氏名:

印

電話:() -

東海市民体育館の設備又は器具等を損傷(滅失)したので、東海市民体育館管理規則第10条の規定に基づき、届け出ます。

1. 損傷・滅失の 日時	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分
2. 損傷・滅失の 箇所又は物件	
3. 損傷・滅失の 内容及び程度	
4. 損傷・滅失の理 由	

※ 賠償年月日	令和 年 月 日()
※ 指示方法	
※ 賠償方法	
※ 備考欄	

注意: ※印の箇所は、記入しないで下さい。

東海市民体育館「個人利用」における感染防止のための留意事項

令和 5年 3月 13日現在
東海市民体育館指定管理者

【利用者が遵守すべき事項】

施設を利用する際は、以下の事項を遵守してください。

- 1 次の事項に該当する場合は、利用を不許可とします。
 - (1) 体調が良くない場合。（例：発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合など）
※ 自宅検温（ 37.5 度以上は、利用不許可）を実施してからご来館願います。
 - (2) 陽性者もしくは、同居家族に感染が疑われる方がいる場合。（濃厚接触者）
- 2 マスクの着用については、個人の判断に委ねる。
- 3 受付で必ず検温を受ける。
検温の結果が次の事項に該当する方は、施設の利用はできません。
 - (1) 37.5 度以上の方。
 - (2) 強い身体のだるさや重さ、息苦しさや疲れやすさ、嗅覚・味覚異常等の症状がある方。
 - (3) 検温を拒否する方。
- 4 こまめに手洗いやアルコール等による手指消毒を実施する。
（各自タオル等を持参してください。）
- 5 新型コロナウイルス感染対策上、各エリア（室内）の入場者人数は、県の指導基準を基に当施設が決定いたします。予めご確認の上、ご利用をお願い致します。

※ また、入場者（来館者）について感染防止対策上必要と認めた場合には、入場制限の変更などを行う場合があります。その際は、係員の誘導に従い安全に行動していただきますようお願い申し上げます。

※ アリーナ（武道場含む）内への見学入場に制限を設けており、入場する場合は、利用者として取り扱いますので、利用券の購入が必要となります。
- 7 利用後、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、施設管理者に対して速やかに報告する必要があります。（利用日から2日後まで）
- 8 利用前後の準備・片付け、休憩やミーティング等においても、3つの密を避けるように周知徹底をお願いします。（密接・密閉・密集）
- 9 種目に関わらず、運動をしていない間も含め、周囲の人となるべく距離（できるだけ2m以上、少なくとも1m）をとり、会話を控える。強度の高い運動はなるべく避け、呼気が激しくなる場合は、より一層距離をとるようにお願いします。
- 10 運動・スポーツ中はもちろん、館内で唾や痰を吐かないようにする。

- 11 タオル等を共用しない。
- 12 飲食は指定場所以外で行わず、周囲の人と距離（2m四方）を取って対面を避け、会話はしない。
- 13 各自が出したゴミ（持ち込んだゴミなど）は、全て持ち帰る。

【その他】

- 1 忘れ物は、館内にて一時保管対応とします。（なお、飲食物等は、営業終了時に処分いたします。）
- 2 夜間の利用は、22:00までとします。
- 3 個人利用における指導日については、別途制限を設けますので、指導員の指示に従いご利用ください。

■ 当施設は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」スポーツ庁（令和 5年 3月13日 改訂）等を参考に留意事項を作成しております。

■ 上記の遵守すべき事項等を徹底することはもちろんのこと、感染防止のため、施設管理者が決めたその他の措置を遵守し、必ず施設管理者の指示に従ってください。（指示に従わない場合は、利用を認めません。）

■ 本留意事項については、今後の状況により変更する場合があります。予めご了承ください。

本留意事項は、令和 5年 3月13日より施行する。

補足【個人利用の指導日における感染防止のための留意事項】

令和 5年 3月 13日現在
東海市民体育館指定管理者

個人利用における指導日の利用について、新型コロナウイルス感染防止の観点で次のとおり留意事項を設けておりますので、遵守の上、指導員の指示に従いご利用願います。

なお、体育館の利用における留意事項については『東海市民体育館「個人利用」における感染防止のための留意事項』を遵守してください。

1 指導日に参加するための受付について

体育館受付にて、利用券の購入が必要となります。

2 人数の目安について

《各競技の目安人数》（各部屋内で実施できる人数は以下のとおりを目安とし、先着順とする。）

- (1) 卓球…11台（目安人数：33人。一般利用を含む。）
※ 指導対象者については、別途番号札を配布します。
- (2) ソフトテニス…2面（目安人数：33人）
- (3) 硬式テニス…2面（目安人数：33人）
- (4) バドミントン…4面（目安人数：32人 一般利用を含む。）
- (5) 弓道場…6人立（目安人数：15人）
※ 利用状況により人数制限を行う場合があります。

3 各競技における指導時間について

午前 9:00～12:00

午後 13:00～16:00

夜間 18:00～21:00(硬式テニスのみ 19:00～22:00)

4 使用物品について

指導日で使用する物品（ボール等）は、指導に必要な個数を許可します。
なお、物品の消毒については、指導員が行います。

5 その他

- (1) 利用者は、必ず指導員及び施設管理者の指示に従ってください。
（指導員に従わない場合は、参加を認めません。）

■ 本留意事項については、今後の状況により変更する場合があります。
予めご了承ください。

本留意事項は、令和 5年 3月13日より施行する。

東海市民体育館「専用利用」における感染防止のための留意事項

令和 5年 3月 13日現在
東海市民体育館指定管理者

【専用利用者の遵守すべき事項】

1 新型コロナウイルス感染防止対策等の徹底について

利用に際し、次の事項を徹底してください。

- (1) マスクの着用については、個人の判断に委ねる。
- (2) 3密（密集・密接・密閉）を避けながら十分な距離（少なくとも1m）と換気を行うこと。
- (3) こまめに手洗い（手指消毒）を徹底すること。
- (4) 備品の使用後は、必ず乾拭き又は消毒をすること。（備品の貸出制限をする場合があります。）

2 利用者（参加者）への入館時の対応。

代表者は、観覧者を含む参加者について次の事項を遵守願います。

- (1) 入館時の手指消毒を実施。
- (2) 当日の検温実施と体調の異変が無いかを確認。

3 専用利用の各部屋の利用人数と利用時間について

(1) 各部屋の全面利用の定員(目安)を次の表のとおりとします。

	目安
メインアリーナ	300人 (100人)
観覧席 ※1	635席
サブアリーナ	85人 (50人)
剣道場	80人 (50人)
柔道場	60人 (40人)
弓道場	15人

※ 競技中は、メインアリーナは100人まで、サブアリーナ及び剣道場は50人まで、柔道場は40人までを目安とします。

※ 更衣室使用の際は、会話無し、他の人との距離を十分取ってご利用ください。

※1 観覧席の利用については、別添「観覧席の利用における留意事項」を遵守してください。

(2) 利用時間は、通常の9:00~22:00までとする。

4 ゴミの廃棄

持ち込み物でゴミとなるものは、主催者側の責任のもと、すべて持ち帰ること。

■ 当施設は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」スポーツ庁（令和 5年3月13日 改訂）等を参考に留意事項を作成しております。

■ 上記の遵守すべき事項等を徹底することはもちろんのこと、感染防止のため、施設管理者が決めたその他の措置を遵守し、施設管理者の指示に従ってください。

本留意事項を遵守していただけない団体及び個人については、予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあります。

■ 大会・催し物などで利用する場合は、別途、打ち合わせの際に説明します。

■ 本留意事項については、今後の状況により変更する場合があります。予めご了承ください。

本留意事項は、令和 5年 3月13日より施行する。

補足 【観覧席の利用における感染防止のための留意事項】

令和 5年 3月 13日現在
東海市民体育館指定管理者

観覧席の利用に当たっては、次の事項を遵守してください。

1 全面利用時について

- (1) 観覧者に対し、責任を持って新型コロナウイルス感染症対策の周知徹底を行うこと。
(利用責任者は、自宅検温した上での来場、3密を避けること等について、事前の呼びかけ及び当日の対応が必要となります。)
- (2) 利用時間は、通常の9:00~22:00までとする。

2 1/3面利用、2/3面利用時について

- (1) 関係者のみの利用とし、不特定多数の方の入場を防ぐため、原則、2階の観覧席入口は、開放しない。
- (2) 観覧席の利用方法について、事前に必ず施設側に相談し、その指示に従うこと。
(観覧席での食事は、原則認めません。)

3 その他

- (1) 観覧席での食事は、施設に必ず許可を取り、距離(2m四方)を取り、会話を控える。
- (2) 観覧席のトイレは必ず下履きのシューズで利用すること。

■ 上記の遵守すべき事項等を徹底することはもちろんのこと、感染防止のため、施設管理者が決めたその他の措置を遵守し、必ず施設管理者の指示に従ってください。
(指示に従わない場合は、利用を認めません。)

■ 観覧席の利用についての一切の責任は、利用責任者(主催者)と致します。

■ 本留意事項については、今後の状況により変更する場合があります。予めご了承願います。

本留意事項は、令和 5年 3月13日より施行する。

東海市民体育館「トレーニング室利用」における感染防止のための留意事項

令和 5年 3月 13日現在
東海市民体育館指定管理者

トレーニング室内での感染を防ぐため、そして何よりも御利用いただきますお客様御自身の予防のためにも、当面の間、以下の点を遵守の上御利用いただきますよう、強くお願い申し上げます。

- 1 次の事項に該当する場合は、利用を見合わせることに。
 - (1) 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合）
※ 非接触型検温で、体温が37.5度以上ある方は、受付にて再検温を行います。
 - (2) 新型コロナウイルスの陽性者、濃厚接触と判断された方。
- 2 必ず受付で検温等を受けること。
検温の結果が次の事項に該当する人は、施設の利用はできません。
 - (1) 37.5度以上の人
 - (2) 強い身体のだるさや重さ、息苦しさや疲れやすさ、嗅覚・味覚異常等の症状がある人。
 - (3) 検温を拒否する人。
- 3 マスクの着用については、個人の判断に委ねる。
- 4 こまめに手洗いやアルコール等による手指消毒を実施すること。
(各自、タオル等を持参してください。)
- 5 他の利用者や施設管理のスタッフ等との距離（できるだけ1m以上）をとること。
- 6 感染防止のため、施設管理者が決めたその他の措置を遵守し、必ず施設管理者の指示に従うこと。（従わない場合は、施設の利用をお断りする場合があります。)
- 7 必ず受付で登録証と利用券を提出し、受付の指示に従うこと。
※ 受付では、検温、体調の確認などを行います。
※ 受付終了後、トレーニング室（フロント）で名簿（入室・退室チェック表）に記入を行ってください。（トレーニング室への入室については、受付先着順での対応とします。)
- 8 ロッカールームについては、密接・密集・会話等を避け、順番に利用すること。

9 その他確認事項

- (1) 利用状況等により利用定員の制限を行う場合があります。
- (2) 利用時間は、**9:00から22:00**までとします。
※ トレーニング室内の機器等の利用は、**21:45**までとし、トレーニング室からの退室を**22:00**までとします。）
- (3) 新規登録の開催は、開館日の**9:00から20:30**までとします。（状況により、日程を変更する場合があります。）
※ 管理運営上、新規登録者数を制限する場合があります。
- (4) 個別ファイルは、必要な方のみお渡しします。（それ以外は、スタッフが来館中管理します。）
- (5) 給水については、冷水は供給しますが、各自でコップ（ふた付きの容器）を持参してください。
- (6) トレーニング室への入室時に消毒用のタオルを1人1枚配布しますので、機器等の消毒に御使用ください。（消毒の際、消毒液を器具に直接噴霧せずタオルに噴霧しご使用願います。また、退室時には、使用済みの消毒用タオルを所定場所に返却してください。）

■ 当施設は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」スポーツ庁（令和5年 3月13日 改訂）等を参考に留意事項を作成しております。

■ トレーニング室の利用に当たり、皆様が安心・安全にご利用頂けますようスタッフ一同努力いたしますので、上記の留意事項について、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

■ 本留意事項については、今後の状況により変更する場合があります。

本留意事項は、令和 5年 3月13日より施行する。